文書管理・電子決裁システム導入について

1:文書管理・電子決裁システム調達の基本方針について

- ・既存の庁内LAN(LGWAN)ネットワークを通信基盤とする。
- ・パッケージシステムの導入
- カスタマイズ対応の抑制
- ・ 導入後のコスト低減
- ・職員が使いやすいシステム

3:導入後の運用方法について

【収受】

メールや電子掲示板の文書については、**出力せ** ず、文書管理・電子決裁システムで収受し、当該 システムでの回覧とする。

【起案】

回議書は紙で出力せず、当該システムで起案し、 電子で決裁する。

また、添付文書についても電子で作成した文書 については、**出力せず**、当該システムで**電子添付** とする。

なお、紙で添付する必要のある文書については、 紙添付(**電子+紙併用決裁**)とする。その場合は、 電子と紙を両方確認した後に決裁となる。(出力 される紙に記載した番号を入力しないと決裁でき ない仕組みとなる。)

【施行】

決裁後、施行情報(施行日等)を当該システム に入力し、文書を完結させる。

1 【保存】

施行後、電子は当該システム内で、紙は執務室 で保存する。一定期間が経過し、総務課に紙文書 が引き継がれた後は、書庫で保存する。保存場所 を当該システムに登録することになるので、保存 場所の特定が容易にできる。

4:文書事務の運用見直しについて

職員提案においても当該システムの導入に関す る事項が提案されていることから、当該システム の導入に併せて、収受~施行に係る運用の見直し を行う。総務課単独で見直しを検討するのではな く、業務改善推進チームと連携して、見直し案を 作成することで、職員の業務改善を併せて行うこ とが可能となる。

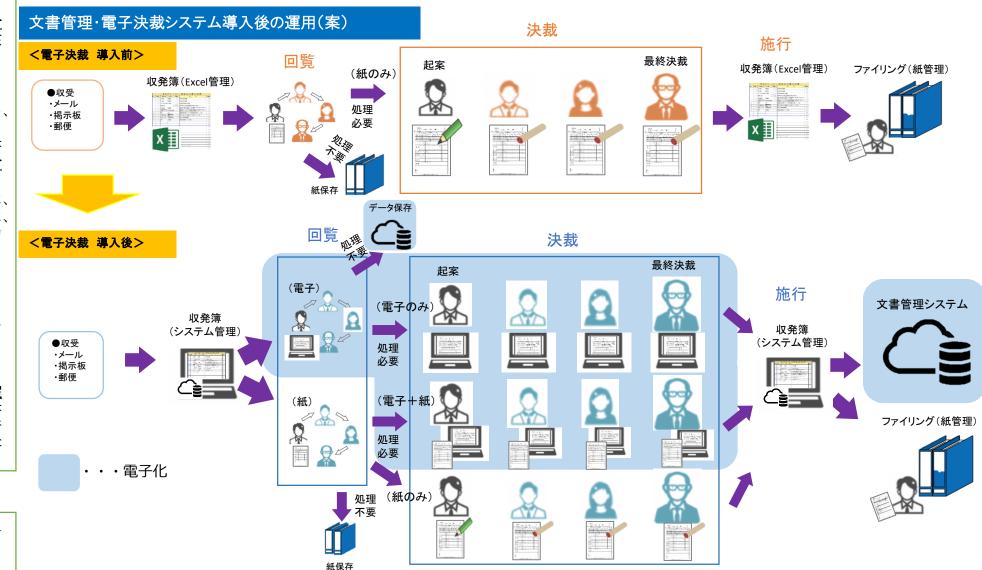
主な見直し内容

- ・収受文書の削減
- 決裁本数の削減

2:文書管理・電子決裁システムについて

文書の収受、起案、決裁、施行、廃棄に至る文書事務について電子化することで文書管理の合理化および効率化を図ることができる。 [具体的な効果]

- ・収受から施行に至るまで必要最低限の紙文書以外の文書(具体的には、受付、回覧、起案、決裁)を電子化し、ペーパーレス化を 進めることで**紙の文書量の削減(印刷コスト削減)**を図ることができ、執務室内に新たなスペースを創出(省スペース化)できる。
- ・収受または起案時に文書分類に基づいた保管場所(ファイル)を指定することで文書検索効率の向上を図ることができ、事務効率 の向上に寄与する。また、保存年限等もシステムで一元管理されることから廃棄年度の管理を簡素化することができる。
- ・引継ぎ、廃棄作業は、電子化された文書はシステム内で自動的に行うことができるため、作業時間の削減を図ることができる。紙 文書が減少することから**作業時間の縮小**を図ることができる。
- ・システムを活用することで、文書保管後の文書の改ざんを防止することができる。また、自宅等での決裁等が可能となりテレワー クの促進を図ることができ、職員の新たな働き方を創出することができる。



5:スケジュールについて

【システムスケジュール】

令和4年4月~5月 プロポーザル実施、契約締結 令和4年6月~12月 システム構築、職員研修

仮稼働

本稼働

令和5年1月~3月 令和5年4月~

【運用見直しスケジュール】

令和4年3月~11月 見直し内容の検討 令和4年12月 職員への周知

令和5年1月~3月 仮運用開始、検討期間 運用開始

令和5年4月~